

**第54期（令和6年度）熊本地方最低賃金審議会  
第3回 熊本県最低賃金専門部会議事録**

- 1 日 時 令和6年7月30日（火） 13時30分～16時30分  
2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室  
3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 齊藤委員、西委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、浦田委員、原山委員

【事務局】齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （1）意見聴取について
- （2）中央最低賃金審議会会長メッセージについて
- （3）金額審議について
- （4）その他

5 議事内容

指導官

定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第3回熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名で、委員総数9名中9名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員、及び公益代表委員の各3分の1以上の出席の、定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

次に公開についてです。熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項により、本専門部会は原則として公開することとなっております。本日は、報道機関3社から取材及び傍聴にお見えですので御報告いたします。

それでは、以後の議事につきましては、倉田部会長に進行をお願いいたしますと存じます。部会長よろしく願いいたします。

部会長

皆様こんにちは。

本日は、第3回目の専門部会ということで、目安を受けて熊本県の労働者代表及び使用者代表としての第1回目の金額提示をお願いできるということですので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

指導官 申し訳ございませんが、撮影及び録音はここまでとさせていただきます。

部会長 それでは議事に入ります前に、本日の資料について事務局から御説明をお願いいたします。

室長 資料といたしましては、使用者代表委員から問合せのありました「2023年10月以降の消費者物価指数の「持ち家帰属家賃を除く総合」の対前年上昇率の推移」を資料としてお配りしております。また、議題1の意見聴取で使用する資料については後程お配りいたします。

部会長 ありがとうございます。  
それでは、審議に入ります。1番目の議題「(1)意見聴取」についてです。  
第1回と第2回の専門部会での審議の結果、熊本県労働組合総連合と日本民主青年同盟熊本県委員会のそれぞれの団体から意見聴取を実施することとなりました。意見聴取の実施につきまして事務局から説明をお願いします。

室長 意見聴取の実施について説明します。  
このあと二つの団体から意見聴取を実施していただきます。意見聴取の順序は、最初に熊本県労働組合総連合、次に日本民主青年同盟熊本県委員会の順としています。まず、熊本県労働組合総連合の陳述者の入室後、意見を10分程度陳述いただき、陳述の後、委員の皆様から5分程度質疑をいただき、回答をいただく流れとなります。熊本県労働組合総連合の意見聴取が終了すると退出いただきます。その後、日本民主青年同盟熊本県委員会の陳述者の入室後、意見陳述と質疑応答を行っていただく流れとなります。今からお配りする資料が熊本県労働組合総連合から提出された資料です。日本民主青年同盟熊本県委員会からの資料は特にございません。以上です。

部会長 皆様お手元に資料はございますでしょうか。  
それでは、意見聴取を始めます。事務局は最初の団体である熊本県労働組合総連合の陳述者の入室を案内してください。

(熊本県労働組合総連合 陳述者の入室)

部会長 これから意見聴取を行わせていただきますが、まず所属の団体名、陳述者の御氏名をおっしゃってから、意見の陳述を始めてください。意見陳述が終わりましたら、お知らせください。  
それでは、よろしくをお願いいたします。

重松氏 熊本県労働組合熊本県労働組合総連合で事務局長をしています重松と申します。本日はこのような機会を設けていただきありがとうございます。

私のほうから、今年度の改正額に向けて意見を述べさせていただきます。資料に基づいて述べさせていただきますので、ちょっと多いので早口になることを御了承ください。

まず、1ページが今年の中央最低賃金審議会の目安答申についてということです。過去最高額であったということと、それから全国一律であったという点について非常に高く評価できるというふうに思っております。ただ、一方で50円という額についてはですね物価上昇の後追いに過ぎないという点で不十分だというふうに思っております。2ページの表についてはですね実質賃金の推移の国際比較ということで、日本だけ1990年を起点にずっと右肩下がりになっているというのがわかる表となっております。それから3ページのほうがですね、OECDの統計でありますけれども、やはり日本の名目最賃の伸び率が低いということがわかる表になります。それから4ページのほうは、平均年収と最低賃金を比較したグラフで、どの都道府県もやはり最低賃金と平均年収がリンクをしているというのがわかる、その意味ではやはり、賃金を大幅に引き上げていくという点では最低賃金の底上げが、非常に重要な役割を果たすというふうに思います。それから5ページのほうがですね、改めて最低賃金の国際比較ということで、最高の東京でもドイツの半分程度しかないというのがわかるグラフになります。

それで、私たち県労連が加盟をしている全国労働組合総連合、こちらで最低賃金を全国一律にして引き上げていくには、現行制度を改正するしかないというふうに思っています、7ページからですね改正に向けてのポイントも4つに分けて記しています。

まず、7ページのポイント1が地域別になっている最低賃金を全国一律にすると同時にですね、公務員にも適用をするということ。ただし、やはり格差が大きいのので一気に実現するのはですね無理だと私たちも思っています。ですので、ここには書いていませんけれども、やはり5年程度の経過措置は必要だというふうに考えております。

それから9ページのほうです。最低賃金では地域間格差があるんですけども、都道府県労連で、自分たちの町で暮らすには最低いくら必要かという試算・調査をしております。ちょっと、試算をした時期がずれているもので、なかなか物価高騰が反映されていない面もあって、今、再調査をしている都道府県もありますが、関東と九州でそんなに必要な額が変わらないと、その大きな特徴として、都市部では公共交通機関が発展しているのだから車を持つ必要がそんなにないと、一方、地方に行けば一人に1台車が必要だということが影響しているというふうに思います。

それから10ページがポイントの2つ目で、最低賃金を決める3要素となっておりますけれども、そのうち「事業の支払い能力」これを削除していただきたいというのが2つ目で、11ページになぜ削除するのかということも述べております。まず第1に、厚労省はこの支払能力を入れる根拠としてILO131号条約の「経済的要素」を根拠としていますけれども、実際にこの条約そのものがですね、発展途上国を想定した条約ということになってしまっていますし、先進国の中でこれを用いている国はないということでもあります。一部、ドイツの法律の中に少し、こういう文言が入っているということは聞いていますけ

れども、実際ドイツは 1,976 円という金額になっていますし、議論の中で優先はされていないというふうに聞いております。

それからポイントの3つ目が 12 ページになります。中央最低賃金審議会と地方最低賃金審議会の、全国一律にした場合の在り方ということで、中央最低賃金審議会のほうで全国最低賃金を審議し決定をしていただくと、一方、地方最低賃金審議会のほうはですね、やはり地域の産業・業種の特性を生かした特定最低賃金についての調査審議をしていただくことを役割とするというふうに思っています。

それから 13 ページがポイントの4つ目で、やはりなんと言っても中小企業、先ほど支払い能力を削除するとは言うものの、実質、先立つものがないとやはり、潰れてしまうような企業も出てくるということで、私たちも最低賃金引上げと中小企業支援はセットだというふうに考えております。ですので、中小企業支援を国に義務付けるということ、実際韓国でも国として企業への支援を抜本的に強化して、同時に最低賃金を引き上げるということを実現しております。

14 ページからその中小企業支援についての具体的な提言ということで、大きく3つですね、直接的な資金の支援、社会保険料や税の負担軽減、そして2つ目に下請け単価切り下げ規制など公正な取引を確立するということ、3つ目に地域における雇用や仕事量の確保など、地域で循環できる経済の在り方を造っていくということで、15 ページからその3つについて1つずつ少し詳しく書いております。今日は時間がございませんので、是非目をとおしていただきたいというふうに思います。その中小企業支援策はやはり財源が必要になります、その財源をどこから捻出するかというと、やはり大企業の内部留保ですね、この間労働者の実質賃金が下がり続ける一方で大企業の内部留保が資本金 10 億円以上の企業で 540 兆円と言われています。やはりそこに 1%でも課税をすれば 5 兆円を超える財源が生まれるということで、このことについては自民党の最賃議連の中でも提言として出されております、ここにメスを入れることが必要かというふうに思います。

それから 19 ページのほうがですね、これは岩手県の、昨年末にニュースになりました賃上げ支援制度ですね。やはり国任せでなく県、それから地方自治体もですね、独自の中小企業支援をですね強化をしていただくということも重要になってくるという風に思います。

20 ページのほう、実際に全国一律 1,500 円にした場合の経済波及効果の試算になります。熊本県でいえば 31 万 5 千人がその恩恵を受けるということで、月平均 5 万円の賃上げ、それから税込としては 347 億円増えるという試算を、これは労働運動総合研究所の試算によって示されています。

それから 21 ページ、22 ページがですね、ちょっと見づらいですけども、ネットの週刊 S P A のニュースです。なんといっても熊本、特に菊陽町周辺ではですね、T S M C の工場建設、進出によって局地的なバブル、それから物価高騰が起きているということです。関連企業の時給が 3,000 円といわれる中で、その水準まで引き上げられない企業はですね、深刻な人手不足となっているということと同時に土地代、それから家賃もですね大幅に引き上がっている中で、移転や廃業を迫られている企業、農家も少なくないというふ

うに聞いています。やはり国がですね1兆 2,500 億円もかけて誘致をしたのであれば、こうした置いてきぼりになっている企業に対してもですね国として、それから先ほど言ったように県や自治体としてもですね何らかの支援策をとっていくということが不可欠だというふうに思います。そういう中でいい経済効果がですね、熊本県内はもちろんですけれども九州、全国にいい効果として波及をしていくということを期待したいというふうに思います。

以上ですけれども、今度の改定に向けてですね、是非、熊本の審議会としまして引き続き中小企業への支援の強化を関係機関に働きかけていただくとともに、50 円といわず大幅な引き上げを期待しまして私からの意見とさせていただきます。ありがとうございます。

部会長 重松さん、ありがとうございました。  
それでは、今の意見陳述に基づきまして、労使委員の皆様、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

岩永委員 よろしいですか。

部会長 岩永委員どうぞ。

岩永委員 確認でございます。1,500 円以上が必要だということで、それをすぐには無理だろうから、考えとしては、今年すぐに 1,500 円ということなのか、話の途中で5年程度ぐらい経過措置をしてというふうなことも出ましたけれども、熊本県労働組合総連合さんとしては5年くらいかけて 1,500 円くらいまで行けばなというお考えなのでしょうか。

重松氏 そうですね、やはり現実的に、今言ったように我々も引上げと中小企業支援というのはセットだというふうに考えていまして、それがいい中で 1,500 円になればうれしいという面はあるんですけれども、それが現実的かと言われるればですね、やはり非現実的と言わざるを得ないということで、全国一律にして 1,500 円程度にするにはやっぱり5年程度の経過措置が必要かなというふうに考えております。

部会長 ありがとうございます。他にありませんか。  
公益の先生方がいいがですか。

本田委員 はい。

部会長 本田委員どうぞ。

本田委員 法改正についての御提言というか御意見も含めたところもあったので、全体についてではないんですけども、ここで審議する上で参考になりうるお話の中で基礎とされた情報としての生計費のお話でしたが、これは

一般に公開されているデータなんですか。これだと資料中の 1 ページ分しかないけれども、この計算方法なども。

重松氏            はい、計算方法であったり、一般に公開はしています。中央最低賃金審議会にも、是非資料として起用してほしいということは毎年要求はしています。

本田委員        ありがとうございます。

部会長            ありがとうございます。いただいたデータもですね、今後の審議の参考にさせていただければと思います。

他に皆さまいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は貴重な御意見をありがとうございました。これからの審議での参考とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

重松氏            ありがとうございました。

( 熊本県労働組合総連合  陳述者退室 )

部会長            事務局は、次の団体である日本民主青年同盟熊本県委員会の陳述者の入室を案内してください

( 日本民主青年同盟熊本県委員会  陳述者の入室 )

部会長            こんにちは。

それではこれから意見聴取を行います。まず、所属の団体名、陳述者の御氏名をおっしゃってから、意見の陳述を始めてください。意見陳述が終わりましたら、終わった旨お知らせください。それでは、よろしく願いいたします。

奥田氏            皆さんこんにちは、私は日本民主青年同盟の奥田このみと申します。今日はよろしく願いいたします。

まず、私たち日本民主青年同盟の紹介をします。民青同盟とは、学園、地域、職場など草の根で活動している青年学生団体です。15歳から30歳まで全国に約7千人のメンバーがいます。今回意見陳述をさせていただくことになったきっかけは、日本民主青年同盟熊本県委員会として労働局に最低賃金引上げの要請に7月16日に行ったことでした。民青は全国で食糧支援会を行っています、今回は熊本で民青が行った学生食糧支援会での調査結果から、学生の皆さんの物価高騰下での生活実態やバイト状況などを紹介しつつ、是非、熊本でも最低賃金1,500円を実現してほしいということを訴えたいと思います。

物価高騰下の学生生活影響調査は、熊本の民青による4月28日の第1回学生食糧支援会、7月13日の第2回学生食糧支援会の際に食料を取りに来た学

生に協力をしてもらいました。また、学生食糧支援会では学生の方を対象としていますが、ポスティングのチラシを見られた一般の方もいらっしゃいました。その方は、最近の暮らし向きは苦しく、収入が少ないから食生活部分で困っていますということで、食料支援会に来られました。最低賃金を引き上げるとは、学生だけではなく多くの労働者の生活を楽にすることに繋がるということも重ねて言いたいと思います。

続いて調査結果について述べます。物価高騰下の学生生活影響調査では8項目について聞いています。順に紹介します。

食糧支援会で受け取った物資でうれしいものとしては、圧倒的にお米が喜ばれています。声としては、お米がちょうど切れていたのも、タイミングよく、本当に助かったという声も聞かれました。次に、最近の暮らし向きという項目では、苦しいと答えた方が回答者の3分の1、普通と答えた方が回答者の約3分の2となっています。苦しいと思っている学生の方はもちろんのこと、暮らし向きが普通という実感があっても日々の買い物などで、物価の高騰で食糧が無料でもらえたらすごく助かる、という学生が多いのだと感じています。

次に物価高騰での生活への影響では、物価高騰で支出が増えたと実感している学生が多く、また、そのために支出を減らしたと答える方も多いです。その中でも食費は、自分が我慢すればいい、ということで減らしているということ、調査をしていると本当によく聞きます。それは、次の項目の直面している経済的な問題という項目にも如実に現れています。その項目では、食費を減らすと答える学生が大多数でした。次に週のアルバイト時間では、週16時間以上アルバイトをしている学生が4分の3を占めます。1日4時間の労働としても週で4日は費やすという計算になります。週16時間でその計算なので、多くの学生はそれ以上、週の半分以上の日数をアルバイトの日として働いていることがわかります。次に、アルバイトの目的という項目では、生活費のためと答える学生が一番多く、日々のやりくりの大きな支えにアルバイトの収入がなっていることがわかります。次に、アルバイトによる悪影響という項目では、健康悪化・睡眠不足と答えた人が複数おり、健康を害するほど学生生活の本分ではないアルバイトのために、生活の多くの時間が割かれざるを得ない学生がいることがわかります。

最後に、月のアルバイト代という項目では、4万円から9万円と答える学生が多く、大体バイト代を1,000円として計算すると、月に40時間から90時間働いている学生が多いことになります。もし最低賃金が1,500円になれば、月40時間働く学生は2万円収入が上がる6万円の収入、そして、9万円の収入を得るために、月60時間の労働で済む、30時間少ない労働時間で済むという計算にもなります。

もし皆さんが学生だったら、今までどおりのアルバイトの負担で、2万円多くバイト代がもらえたら何に使われるのでしょうか、食費を削らなくても、削ることを考えなくても大丈夫になる金額なのかもしれません。また、月30時間アルバイトに費やしていた時間が自由な時間となれば、学生の皆さんは何をしたいと思いますか。勉強や将来のための準備など自分に投資することができるようになるのではないのでしょうか。調査の自由記述で聞かれた学生の

皆さんの声を紹介します。一つ目は、生活費は奨学金とアルバイトで賄っているという声です。親からの仕送りをもらわず将来の借金である奨学金と日々の生活の時間を削るアルバイトで自分の生活を何とかやりくりをしている学生がいます。二つ目の声として、テスト期間だとアルバイトができない、また、アルバイトがあるとテスト勉強がしづらいという声があります。アルバイトが生活費の多くを担っている学生からすると、テスト期間で勉強したい気持ちはあるけれど、アルバイトがないと生活がぎりぎりになってしまう、また、アルバイトがあればあったで勉強時間が削られてしまう、というジレンマがあります。

最後に、熊本の日本民主青年同盟としての訴えです。あなたの理想の時給はというアンケートを学生の皆さんに答えてもらった時、大多数の人が東京の現在の最低賃金、1,113 円というふうに答えました。一方で現在の時給を学生の皆さんそれぞれに聞くと、熊本の最低賃金 898 円のあたりであると答える学生が多いです。去年は、労働局に要請に行った際にお伝えしたんですけども、福岡なら最低賃金が熊本より少し上がるからということで、県境に住む人から、福岡に働きに出て行っているという声も聞かれました。ただ、アンケートをしてみると、福岡の最低賃金では足りない、熊本に住んでいても東京くらいの最低賃金の時給であってほしいと、学生の皆さんは切に願っています。せめて東京並みの賃金に熊本もしないと、若者は熊本で働き続けたいと思えないと思います。今のままの熊本の最低賃金では若者は生活できない、そうなる熊本から出て行かざるを得ない、熊本の若者の人口が流出することにもつながります。ただ、中小企業の多い熊本ですから最低賃金の引き上げとともに中小企業への支援も一体に行ってほしいと思っています。全国一律最低賃金 1,500 円に向けて、熊本で学ぶことを選んだ学生を是非暮らしに直結する最低賃金の大幅引上げという形で応援していただきたいと思っています。

私たち日本民主青年同盟では最低賃金の引き上げのための要請行動や、日々の食糧支援会などではできる範囲でやっていますし、これからもやっていきたいと思っています。しかし日本民主青年同盟には、目の前に来た食料に困っている学生さんの時給を引き上げることはできません。是非、今回の話し合いで最低賃金の大幅な引き上げを実現していただきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

部会長

奥田さん、ありがとうございました。

それでは、今の意見陳述を受けまして、労使委員の皆様、何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、私からよろしいですか。

今回、学生さんなどの立場からということで、私もよく学生から、仕送りが減って大変みたいな声を聞くので、皆さん大変なんだろうと思うんですが、今回の御要望は1,500円ということが出されていますが、1,500円というのは何か根拠というか、この金額を出してきた理由というのはおありですか。

奥田氏 1,500 円というのは、そのくらいの賃金であれば余裕をもって生活が学生でも、そして一般の労働者でもできる金額かなと思い、1,500 円というふうに全国で一律というふうに思っております。

部会長 ありがとうございます。  
他に皆さまからいかがでしょうか。よろしいですか。  
ありがとうございます。それでは、学生さんの声でもですね参考にさせていただいて、これからの審議に生かさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

奥田氏 ありがとうございました。

(日本民主青年同盟熊本県委員会 陳述者退室)

部会長 以上で意見聴取を終了いたします。ここで、次の審議の間まで 10 分程度の休憩を取りたいと思っております。14 時 15 分から再開ということによろしいでしょうか。それでは、よろしく願いいたします。

指導官 それでは 10 分間休憩といたします。休憩中の取材は御遠慮いただきますようお願いいたします。

(10 分休憩)

部会長 それでは、審議を再開します。次の議題「(2) 中央最低賃金審議会会長メッセージについて」に移ります。

中央最低賃金審議会の藤村会長から、ビデオメッセージが届いていると聞いています。事務局は放映をお願いいたします。

#### 中央最低賃金審議会の藤村会長のビデオメッセージ

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和 5 年 4 月 6 日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和 6 年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこ

ういう形でお話しをすることになりました。この取組といたしますのは、昨年に続き2回目となります。

御視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思えます。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思えます。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すこととなっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思えます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思えます。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思えます。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思えます。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6~9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必

需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均 5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は 5.0%、50 円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第 4 表における賃金上昇率は C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、C ランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・C ランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和 5 年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、A ランク 50 円・4.6%、B ランク 50 円・5.2%、C ランク 50 円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思っております。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思っております。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができる

ように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

指導官

以上です。

部会長

はい、建設的な真摯な議論ということですので、皆様、熊本県の建設的な議論を是非、御一緒にこれからしてまいりたいと思っております。

それではですね、次の議題「(3)金額審議について」に移ります。

まず、前回の専門部会の基本的見解についてですね、少し振り返りをさせていただきたいと思っております。わたくしの理解でございますが、使側からは物価の高騰による実質賃金の低下や、春闘での賃上げ状況を見る限り、最低賃金の引上げ自体に異論はない。しかし、引上げに際しては法令の3要素を踏まえ、かつ、地域の実情を勘案したうえで実質的なデータに基づく議論が求められる。とりわけ、地方の中小、零細企業の場合は物価高や人手不足等による経営のマイナスの影響が少なくない中で、実態経済状況を踏まえないうまま地方最低賃金の議論を行うことは難しいといった御意見と承っております。

一方で、労側からは市場原理による賃金決定に介入する最低賃金というのは、その本来的な趣旨に鑑みて、低廉労働者の生活保障という観点を最も重視すべき制度であると考え、この点からすれば、現在の最低賃金水準は未だ十分な最低生活保障水準を満たすものではないため、できる限り早期にこれを達成できるような金額になることが望ましいと考える。また、実勢賃金水準や県内企業の経営状況等から見る限り、法令の3要素の観点からみても達

成が不可能であるようには思われない状況にあるという御意見を承ったというふうに理解しております。

まず、ここまで私の整理、これでよろしいでしょうか。何か付け足しとかありますか。はい、ありがとうございます。

では、労使このような御意見を承っておりますが、公益の先生方向かありますか。よろしいですか。それでは、労使それぞれから金額の提示をお願いしたいと思います。

まずは、労働者代表委員のほうから金額の提示とその理由をよろしく願いたいと思います。

山本委員

はい、山本です。どうぞよろしく願いたいと思います。

その前にまず、先ほどの熊本県労働組合総連合さんと日本民主青年同盟さん、それぞれ意見聴取、表明をいただきましたので、先ほどの休憩時間中、私たち労側3名で話し合ってきました。出された意見に対しては、その考え方や水準、特に学生の方の生の御意見については、まずは率直に受け止めさせていただきたいと思います。

その上で、提示金額やその理由などについて、申し上げてまいりたいと思います。

私ども労働者側としましては、連合のリビングウェイジである1,050円を提示させていただきたいと思います。今回、マスコミの皆さん方も初めてこうやって傍聴されていますので、少しお時間をいただきながら、考え方などについて御説明を申し上げたいと思います。

労働者側としましては、連合のリビングウェイジに示されていますとおり、熊本県において本当に最低限必要な生計費として、1,050円という試算を導き出しております。これは単身世帯で自家用車保有なしという条件となります。

連合リビングウェイジでは、一橋大学の経済研究所の阿部教授にアドバイスをいただきながら、憲法でいうところの最低限度の生活を営む権利、労働基準法がいうところでは人たるに値する生活を営むため、その最低限必要な条件というものを設定しながら、具体的には、食糧費、住居費、光熱水道費、家具・家事用品、衣服・履物、保健・医療費、交通・通信費、教育・娯楽費、社会的交際費、税・社会保険料などにつきまして、連合本部並びに関係産別の皆様方が調査して導き出したものとなっています。具体的にわかりやすく言えば、売り場の現場で値札を調べ、ネット通販の価格なども調べ、さらに物の耐用年数なども細かく調査をして導き出しているもので、それが1,050円ということになります。

私たちは、この数字は極めて現実的であって、信頼できる調査数値であると受け止めています。

前回の専門部会において、基本的見解をお示しする際に資料としてお配りをさせていただきましたが、この条件というのは、単身世帯のもので、例えば教育費は0円、自動車の所有はなしという条件設定をしております。もっと申し上げれば、テレビ、冷蔵庫、クーラー、自転車などは1台ずつ。昼食代は1回500円、これも仕事に出る日20日間。新聞購読費は入れていません。他にも、NHKの受信料はちゃんと支払い、クリーニング代は1,289円、ス

マホはそんなに安くはないと思いますけど通信費を 5,779 円。例えば、香典代などの社会的交際費は 7,105 円、などを盛り込んでございます。

いま申しあげました金額は、さいたま市の場合ということで、それを熊本に置き換えたのが 1,050 円ということです。申しあげたとおり、ぎりぎり生活するための条件を設定し試算したものであって、決して贅沢なことを申しあげているというものではないと認識をしております。その他にも、審議会において公的資料が様々に示されてきております。

当然私たちは、生計費と賃金と支払い能力、この 3 要素を加味しなければならないことは承知しておりますが、労働者、生活者としては、物価高、実質賃金の低下、こういったものが続く中で、特に生計費に着目すべきであると考えたところです。最低賃金が上がれば、当然その結果として、消費も購買力も高まっていくと想定しています。

ちなみに賃金は、33 年ぶりの高水準で改善することができています。

支払い能力を労働者側から申しあげることは難しいのですが、全国の経済状況について申しあげれば、先ほどの中央最低賃金審議会の藤村会長のビデオメッセージでも触れられましたし、また、目安伝達の際に労働局さんからも配布していただきました、財務省の四半期別の法人企業統計調査、具体的には今年の 1 月から 3 月の状況について、私もホームページなどで確認をさせていただいたところ、昭和 29 年以降 280 期分の中で、売上高は過去 5 番目に高く、経常利益も過去 3 番目に高い水準額となっているようでした。あわせて、設備投資についても、平成 13 年度以降の 91 期分の中で、過去 2 番目に高い水準という状況のようです。

熊本県内を見ましても、九州財務局が示された総括判断の県内経済は緩やかに回復をしていると、このように示されてございました。確か九州のほかの県では、回復しつつあるという表現に対して、熊本は回復しているという言い切った表現が用いられていたと思います。

中央最低賃金審議会が示された目安がプラス 50 円ということを考えますと、当然使用者側の皆さん方も公益の先生方からしても、労働者側の金額提示額である 1,050 円という水準には違和感があるだろうと思います。私たちも、最低賃金の 3 要素を視野に再検討しろ、と言われることは覚悟していますが、最低賃金法の趣旨であります、賃金の低廉な労働者の生活を守って安定させる、このためにも私たちは 1,050 円を堂々と主張させていただきたいと思っています。ちなみに 1,050 円ですと年収で 219 万円弱という水準です。

以上です。

部会長

ありがとうございます。それでは引き続きまして、使用者側代表委員から金額の提示とその理由をお願いいたします。

岩永委員

それでは、使用者委員のほうから金額提示を報告させていただく前に、資料を 2 つほど用意させていただいております。そちらの説明を簡単にさせていただいた後、金額提示をさせていただきたいと思います。

26 日の基本的見解で浦田委員のほうから商工会連合会さんでのアンケート結果を報告させていただいたと思います。今回お配りしたのは、A 4 横のが

経済団体の中で中小企業家同友会さんという経済団体さんがおられて、大体3か月から4か月に1回程度、会員さんを対象にアンケートを取っていらっしゃるという資料がございましたので、先方さんにもこの審議の場で発表してもよろしいか確認を取りまして、了解を得た上で出させていただきます。もう一つA3の横の資料もございます。これも似たようなアンケート調査ということになりますが、これらを簡単に御説明させていただきます。

まず、中小企業家同友会さんの資料でございます。1ページ目を開いていただいて、616社ほど会員さんがおられるそうですが、そのうちの152社からの回答というところだそうです。建設業、製造業、流通商業、サービス業、その他という内訳になってございまして、規模としましては平均従業員数ということでございますが、正規従業員数が平均26名程度、それと派遣やパート、アルバイトさん15名で単純計算すると平均40名前後ということです。そういう規模のところでのアンケートということになります。

めくっていただいて4ページ、業況判断というところですが、前期12.7から2ポイント悪化して10.7になっていると、次期7月から9月期の予測としては5.3となっていて引き続き若干悪化するんじゃないかなろうかと。その次の5ページ、業種別の業況判断、これも業種別では建設業とサービス業、ここでの悪化が見られるということが出ております。

続きまして6ページ、資金繰りについて、一応マイナスではございますが3期連続で改善する、改善しているようだということになっております。次期の見通しとしましては、4.1とわずかですけれども悪化するんじゃないかなろうかという見込みを皆さん持ってらっしゃる。

その下7ページ、経営上の問題点、これも一番問題点となるのは仕入れ価格の上昇これが50%で危惧されていると、それから人件費の増加、これも約40%ということで、2四半期連続で懸念材料として上昇しているということになっております。

続きまして、ページが飛びまして10ページ、特別調査 人手不足についてというところですが、大体人手不足感が皆さん強いんですけども、規模の小さい企業さんほど不足感が増しているということで、業種別でいえば特に建設業、流通商業で不足感が増しているということ。特に流通商業では61.5%とかなり大きく人手不足感が増しているという数字が出ております。

それから12ページ、これも同じく人手不足についてです。建設業では労働環境の改善のためということで、2024年問題で時間外労働の上限規制が始まっておりますので、その辺で労働力が不足しがちになってきている、もしくは、製造業では中途の退職者が始めている。そこには良い条件のところを求めて人材の流動化が出ているのかなというふうなことも見て取れます。流通商業に関しましては、事業規模の拡大で積極的に人手が欲しいんだというところもあるようです。

最後、賃金引上げについてということで出ていますが、昨年度に比べて賃金水準を上げたという企業は全体の7割を超えているということで、ただ、どの程度引き上げられたかという数字までは出ていません。単純に引き上げたというところだそうです。規模の大きな企業さんほど上げたとする幅が大きくなっている。引上げの余地に関しましては、これも企業規模別にみま

と、規模の小さい企業ほど余地はないんだけども引き上げざるを得ないと、いわゆる防衛的引上げということでしょうか、そういうふうに感じていらっしゃるところが結構増加してきていると、ただ、これが支払い能力として具体的なデータとして使えるかどうかわかりませんが、経営者の方々はそのように感じていらっしゃるということだと思います。

中小企業家同友会さんの資料は以上でございます。

続きましてA3の資料でございます。

1ページ目の最初のところに、今期の業況判断と書いてございます。コスト上昇を受けて利益が減少して業況判断的には少し悪化しつつあるというふうなことが大まかに書いてございます。県内主要企業 574 社と書いてございまして回答企業は 216 社、ただ企業規模はこれを見る限りわかりませんが、熊本県内でよく耳にする企業さんがこの中に入っているのかなというふうに思っております。

今期の業況判断としましては、業況DIは7ポイント悪化して 11 ということになっております。原材料の価格高騰の継続とか、人材確保に向けた賃上げによる人件費の上昇などが背景で利益が減少したことが業況判断の悪化の要因と考えられると書いてございます。その下に先行きの業況判断につきましても、今年の7月から9月期の業況DIとしましては、横ばいなのかなというふうな予測が結構あるようです。

一番下の自由回答では、コスト上昇により先行きの不透明感もあるという声も聞かれると、こういうふうなことで利益のDIも8ポイント悪化の 27 と悪化幅が大きくなっているということで、様々なコスト上昇で価格転嫁が追い付かず、さらなる利益の悪化も懸念されるというふうなことが書いてございます。

次のページからは今申し上げたことを項目ごとに説明してございますので、今、概略で申し上げたようなことと一緒にしたいと思います。

後ろのほうに人材確保に向けた賃上げは活発も、原資の確保に苦慮というふうなページがございます。これは調査結果の概要というところで上のほうに書いてございますが、定期昇給を「実施する・した」は77%ということで、従業員の規模が大きい企業ほど実施した企業が多い。その下、ベースアップを「実施する・した」企業は約6割あるということでございます。従業員規模では30人以上300人未満が最多になっているということ、逆にベースアップを実施しないという企業も23.6%あったということでございます。

賃金改定の際に重視する点、企業の業績というのが勿論多かったです、雇用の維持とか、労働力の確保・定着、こういう人材確保に関するためのベースアップであり定期昇給であるというふうなことが書いてございます。

その右下のほう、(4)一人当たり平均の金額というのがございます。定期昇給の一人当たりの平均の金額は、平均値が5,947円、中央値が5,000円で一番下のほうに、それを率に直すと平均で2.46%、中央値で2.5%だという資料になっております。

右のページ、ベースアップに関しましても右側の(4)一人当たり平均の金額を見ますと平均値で6,412円、中央値で5,100円、これを率に直すと平均値で2.51%、中央値で2.5%ということになっています。

最後に一番最後のページですね、賞与に関しても書いてございます。支給するところは90%、増加の割合も36.4%ということで、若干前年は下回っておりますけれども結構高い水準で推移しているということで、昨年と変化なしというところが52.2%で、わずかですけれども増えているという結果になっています。

2番の夏季賞与支給額の増減の(1)のところ、業種別では、増加の割合が非製造業で37.8%ということで、製造業の32.7%を上回る一方で、減少の割合も非製造業で13.3%と製造業の6.1%を上回っているというふうな結果も出ているようです。

私のほうからは、この資料に関する御説明は以上でございます。ざっくりと説明しましたのでお時間があればゆっくり御覧いただきたいと思います。

金額に関しましてですが、昨日、私ども3者会合いたしましたので、どうしたものかと三者三様の意見を出しながら悩んでおりました。結局、結論は出ずに、今朝、再度3人集まりまして数字を検討したところでございます。目安で50円という金額が出ておりますけれども、それはとりあえず置いておきまして、熊本地域で考えた場合にどういうふうな数字を根拠に考えたらいいいんだろうということで、その辺でいろいろ三者三様の話が出たわけですが、政府集計による中小・零細企業の平均賃上げ率、4表のほうの従業員数が何十人とかその辺の平均賃上げ率が2.3%だったというふうな金額も出ていましたが、これですと21円、898円かける2.3%、それから先日私が申し上げました基本的見解の中で、今年度の消費者物価指数の平均上昇率の予測、これでいきますと、政府予測によりますと2.8%くらいだった。これで計算しますと25円ということで、あと、我々がよく昔から用いておりました4表のようになりますと、Cランクが今年度は3.1%というふうな数字が出ております。これに乗じましても27円か28円くらいでした。この辺からのスタートなのかなというふうな話も出ました。ただ、話し合いの中で、やはり中央最低賃金審議会のデータにも出ておりましたが、頻繁に購入する品目の物価上昇率がかなり上がっているというふうなことも加味しないといけなだろうと、結論からいきますと、その辺を加味しまして3.5%、これはCランクの消費者物価指数、昨年10月から今年5月までのCランクの平均の消費者物価の前年からの上昇率3.5%と一緒になります。それでいきますと31円ということになります。31円という数字を考えましたけれども、影響率を見ましたら15.3%という影響率ですが、同じ15.3%で32円まで影響率が一緒でございますので、私どもの提示としましては32円ということで御提示をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございますが、もし浦田委員、原山委員のほうからフォローするところがあればお願いします。

原山委員

では私から。

この間お配りいただいた中央最低賃金審議会の参考資料の中に先ほど岩永委員が申し上げられました、昨年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移という表がありまして、今日追加で配っていただいた資料にもありますが、これにCランクが3.5%ということで右側に平均が出ておりますけれ

ども、参考までに熊本市については労働局に出していただいたら 3.0%ということで、Cランクであるけれども熊本市はそれよりも数字としては低かったということなのですが、先ほど岩永委員からもありましたように、頻繁に購入する品目の部分を含めてCランクの 3.5%を使ってはどうかということで話をしたところでございます。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま労使それぞれ第 1 回目の金額提示を御説明を含めていただきました。

確認をいたしますと、労働者側が、現在の 898 円から 152 円アップの 1,050 円、それから使用者側が 898 円から 32 円アップということで 930 円という御提示になるかと思いますがよろしいでしょうか。

それでは第 1 回目のこの金額から、まずは、それぞれ御質問、御意見をお互いに交わしていただければと思います。労働者側、使用者側いずれかでも結構でございますが、それぞれ提示された金額につきまして御質問、御意見を願います。

岩永委員

はい。

部会長

岩永委員どうぞ。

岩永委員

質問というわけではございませんが、リビングウェイジによる 1,050 円という御提示をいただきました。私、少なくとも個人的にはですが求められる数字としましても十分わかりますし、決して法外な要求ではないというふうに私は考えております。ただ、基本的見解の時にはお話ししましたとおり、平均といいですか、一般的なことでいろんなデータを見ながら数字を出すというのが大原則ということでございますけれども、特に、中小・零細企業が地方ほど多いと、熊本も T S M C とか大型な企業が入ってきていますけれども、やはり地場で頑張っている中小・零細企業さんもまだまだかなり多い、そして大企業と中小・零細企業の二極化といいですか、大きい企業はかなり稼げているけれども、小さい企業になるほどなかなかその恩恵が受けられていないと、価格転嫁、価格交渉もまだ完全に進んでいないとか、諏佐先生もおられるので、もっと進めなさいよとおっしゃるかもしれませんが、現実問題としてはなかなかまだ進んでいないというところでございます。

そういう状況の中で、やはりどうしても我々としては、いいのかどうかは別としまして、どうしても、かなり苦しんでいる企業さんのお話など、そこから耳をそむけるわけにはいかないと、そのようなことで私どもは 32 円と、労働者側さんからすればなんだこの数字はと、いう風なことに思われるかもしれませんが、私どもの気持ちとしてはそういうことで提示をさせていただいております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

労働者側委員、何か御意見等ございますでしょうか。

西委員               では。

部会長               西委員お願いします。

西委員               岩永委員のほうから、1,050 円に対しての考え方の理解ということであり  
がとうございます。

今言われているのが、いわゆる原材料費というか、その高騰に対して価格  
転嫁というのが特に中小の場合はなかなかうまくいかないというのがあるか  
とは思いますが。先日の実地視察でもなんとか 10 円くらいは上げれるかみたい  
な話があって、最大の要因というのが何が一番中小の経営者にとって労務費  
を含めた、資材が上がれば上げざるを得ないというふうに私は思うんですけ  
れども、一番阻害要因になっている、なかなか難しいというのはいくつかあ  
ると思うんですけれども、使用者側委員の方どういうふうにお考えかなとい  
うのを聞かせていただければと思います

浦田委員           では、私のほうから。

部会長               浦田委員お願いします。

浦田委員           先日アンケートでも紹介させていただいたので私のほうからお答えさせて  
いただきますと、この間の数字の中でも出ましたけれども物価とですね燃油  
高騰というのは価格転嫁しやすいというのが意見としてはありました、この  
理由は、マスコミさんも通じてそれだけ上がっていると報道されること、ま  
た、自分たち消費者の側からしても日ごろの買い物でも上がっているとい  
うのを感じていらっしゃるの、そこについての価格を上げることは理解があ  
ったと、ただ人件費についてはですね、そこをなかなか踏み出せないとい  
う感じです。一番怖いのは、値段上げてしまった、客が来なくなった、売り上  
げがなくなった、どうしようもなくなったというような負の連鎖ですかね、  
そういうことがあると怖いということでなかなか、特に零細なところにつ  
いては上げられない、上げたくても上げられないというような声がアンケート  
の中では見えてきました。

西委員               ありがとうございます。

山本委員           はい。

部会長               山本委員どうぞ。

山本委員           若干関連しますけれども、中小企業家同友会様からのアンケート結果が示  
されていますが、このことで支払い能力の絶対数がどうなのかということ  
を計ることは当然できないと思います。7 ページに、経営上の問題点というの

が出されていますが、その設問として、経営者の皆様方に経営上どういったところが今、問題と見ていらっしゃるでしょうか。上位3つ答えてみてください。とされてる中で、2019年2020年ごろは売り上げの減少というのが一番の悩み事となっているようです。その頃は、給料を上げるとか上げないという前に、当時はコロナ禍であったことから売り上げ自体が上がらない、ということだったのだらうと思いますが、今では、どんどんその比率が下がってきたということは、それなりに物もお金も動き始めたのではないかと。したがって、経営者の皆さん方の問題認識の中で、売り上げの減少という項目の順位が相対的に下がって、人件費が負担に感じるという比率が上がってきたのではないかと、そのように思います。

人件費がちょっと問題だなと思う率が増えてきているということは、営業活動そのものはそれなりに出来てきたという、裏返しになるのではないかと。そのように見方ができるのではないかと。思います。

繰り返しになりますが、相対的な問題として、売り上げの減少より人件費が目立ってきたのだと、このように思いました。

おっしゃったとおり、仕入れ価格の上昇分は、経営上大きな影響があるんだと思いますが、これもアンケート結果で数字的にも出ていますと。価格転嫁はしやすくなっただけかと思っております。

熊本も昨年12月、熊本県が音頭を取っていただき、価格転嫁のための協定が16者で締結されました。そういった動きも大々的に出てきましたし、熊本県では公契約条例も昨年4月から入れていただいています。さらに、公正取引委員会にも動きが出てきておりますし、下請けいじめはだめだと、こういう法律の検討会なども国の段階で始まってきています。

今後は堂々と価格交渉ができる世の中になって来るんだらうと思います。

これまで、社員の賃金、会社の人件費を上げるためには、うちの見積もりをもっと安くしろ、と下請けに押し付ける。このようなことがこれまでの日本経済をずっと支えていたんだと思います。大企業は内部留保金も増え、全国的な令和6年1、2、3月の売り上げも、昭和29年から過去5番目と高くなるほど商売はうまくいっている、こういう状況になってきています。つまり、大企業は物も売れているし、営業利益も経常利益も出ているという状況で、内部留保もちゃんとあるんだけれども、下請けの皆さんにはお金が回っていかない、それも特に人件費に回っていかないという状況ではないでしょうか。

これまで、長い間下請けいじめが続いてきたんだと思います。すでに限界にきていますから、この問題は、今から一緒にやっ払いこうと思っていますが、そのためにも人件費、最低賃金を一定程度上げるという形をとって、中小企業の人たちが、その人件費見合いを、正々堂々と親企業、親会社にもものが言える、価格交渉ができる、そんな環境をつくっていく必要があるんじゃないかと思っています。

以上です。

部会長

ありがとうございます。

先ほど来の議論は、結局通常の企業の支払い能力というものを見る際に、この2極化の状況ですね、特に中小のところを含めてどう評価するかというところが議論の中心になってきているかと思います。今日頂いたデータも一つの参考とはなりうると思いますが、必ずしも県内全体というわけではありませんので、そのあたりをどう評価するかというのがこれから少し考えてみなければいけないところかなというふうに、今お伺いしていて思ったところでございます。

他に、はい、岩永委員。

岩永委員

すみません、この資料の取り扱いでございますが、中小企業家同友会さんの資料はですね、先方さんにもこういう場で発表するし、使っていいかということでも了解も取れていますので問題はないのですが、A3の資料にしましてはこの場限りでの資料というふうにお考えいただければ助かります。

部会長

ありがとうございます。それでは、あくまでも個人的に見せていただいた資料という位置づけで、こちらに関しては皆様お取り扱いに御注意をお願いいたします。

他に労使それぞれ、最初の金額提示にしまして御意見、御質問等ありますでしょうか。

公益の先生方は、今の段階ではよろしいですか。

それでは第1回金額提示を受けまして、それぞれ一旦質疑応答をさせていただきましたので、ここからは個別の意思確認の時間に入らせていただければと思います。

ここからの部分につきましては、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがありますので、非公開とさせていただきますので、大変恐れ入りますが、傍聴の皆様は一旦御退出をお願いいたします。個別の確認が終わりましたら再度事務局からお声掛けをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは事務局のほうで御案内をお願いいたします。

(傍聴人退室)

それでは、まずは使用者側の委員と個別の意思確認をスタートしたいと思います。ということで労働者側の皆様は申し訳ございませんが控室のほうでお待ちいただきますようお願いいたします。

事務局は御案内をお願いいたします。

(個別意思確認開始)

(個別意思確認終了)

(傍聴人入室)

部会長           お待たせいたしました。個別確認が終了しましたので、全体での審議に戻ります。ただ今労使双方の委員から個別確認をいたしました。現時点ではまだ、それぞれ金額に開きがある状態でございます。

                  本日は時間も相当程度経過しておりますので、今回の専門部会につきましてはここまでとさせていただきたいと思っております。

                  委員の皆様には、今後の調整に向けてさらなる御検討を次回までによりしくお願いいたします。

                  それでは次回の審議日程について、事務局から御説明をお願いいたします。

室長             次回の日程につきましては、8月1日に第4回専門部会を合同庁舎A棟10階大会議室で午前10時から開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

部会長           ただ今事務局から今後の審議日程について説明がありましたが、何か御質問はございますか。

                  ないようでしたら、次回は8月1日10時からよろしくお願いいたします。

                  他に事務局から何かございますか。

室長             ありません。

部会長           他に皆様から何かございますか。

                  特によりしければこれで終了させていただきます。皆様ありがとうございました。